

新旧対比表（当座勘定規定・普通預金規定・振込規定）

改定日:2026年4月1日

規定名	条番号	改定前	改定後
当座勘定規定（2023年12月29日迄にご開設のお客さま用）	第1条 当座勘定への受け入れ	(1)当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収証その他の証券で直ちに取立てのできるもの（以下「証券類」という。）も受け入れます。	(1)当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収証その他の証券で直に取り立てのできるもの（以下「証券類」という。）も受け入れます。 <u>ただし、他行を支払地とする手形・小切手は受け入れません。</u>
	第7条 手形、小切手の支払い	(1)小切手が支払いのために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払いのため呈示された場合には、当座勘定から支払います。	(1)小切手が支払いのために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払いのため呈示された場合には、当座勘定から支払います。 <u>ただし、振出日が2026年10月1日以降であるもの、または振出日の記載がないものが呈示されたときは、当行の判断により支払いを拒絶できるものとします。</u>
		(4)当座勘定の払い戻しの場合には、小切手を使用してください。	(4)当座勘定の払い戻しの場合には、小切手 <u>または当行所定の払戻請求書</u> を使用してください。
		—	(5)前項の払い戻しに払戻請求書を使用する場合には、当行所定の本人確認書類の提示等を求めることがあります。求められた本人確認書類の提示等がない場合には、取引を行うことはできません。
	第8条 手形、小切手用紙	(1) 当行を支払人とする小切手または取引店を支払場所とする約束手形を振り出す場合には、当行が交付した用紙を使用してください。	(1)当行を支払人とする小切手または取引店を支払場所とする約束手形を振り出す場合には、当行が交付した用紙を使用してください。 <u>ただし、使用の際、2026年10月1日以降を振出日とし、または、振出日を記載しないで振り出すことはできません。</u>
		(2)取引店を支払場所とする為替手形を引き受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であることを確認してください。	(2)取引店を支払場所とする為替手形を引き受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であること、 <u>かつ2026年9月30日までに振り出された手形</u> であることを確認してください。
		(5)手形用紙、小切手用紙の請求があった場合には、必要と認められる枚数を実費で交付します。	(5)当行は、手形用紙、小切手用紙を交付しません。
	第13条 支払保証に代わる取り扱い	小切手の支払保証はいたしません。 <u>ただし、その請求があるときは、当行は自己宛小切手を交付し、その金額を当座勘定から引き落します。</u>	小切手の支払保証はしません。
	第18条 振出日、受取人記載もれの手形、小切手	(1) 手形、小切手を振り出しまたは為替手形を引き受ける場合には、手形要件、小切手要件をできるかぎり記載してください。もし、小切手もしくは確定日払いの手形で振出日の記載のないものまたは手形で受取人の記載のないものが呈示されたときは、その都度連絡することなく支払うことができるものとします。	(1) 手形、小切手を振り出しまたは為替手形を引き受ける場合には、手形要件、小切手要件を記載してください。もし、小切手もしくは確定日払いの手形で <u>振出日が2026年10月1日以降のもの、もしくは振出日の記載のないもの、または手形で受取人の記載のないものが呈示されたときは、当行の判断により支払いを拒絶できるものとします。</u>
	第19条 線引小切手の取り扱い	(1)線引小切手が呈示された場合、その裏面に届出印の押印または届出の署名があるときは、その持参人に支払うことができるものとします。	(1)線引小切手が呈示された場合、その裏面に届出印の押印または届出の署名があるときは、その持参人に支払うことができるものとします。 <u>ただし、線引小切手記載の振出日が2026年10月1日以降であるもの、または振出日の記載がないものが呈示されたときは、当行の判断により支払いを拒絶することがあります。</u>

規定名	条番号	改定前	改定後
当座勘定規定（2023年12月29日迄にご開設のお客さま用）	小切手用法第2条	小切手のお振出しにあたっては、当座勘定の残高を確認してください。なお、先日付の小切手でも呈示をうければ、支払うことになりますからご承知おきください。	小切手のお振出しにあたっては、当座勘定の残高を確認してください。なお、先日付の小切手でも呈示をうければ、支払うことになりますからご承知おきください。 ただし、振出日が2026年10月1日以降であるもの、または振出日の記載がないものが呈示されたときは、当行の判断により支払いを拒絶できるものとします。
	小切手用法第8条	小切手用紙は、当行所定の受取書に記名捺印（お届け印）のうえ請求してください。	削除
	約束手形用法第3条	振出日、受取人の記載は、手形要件となっておりますから、できるだけ記入してください。	振出日、受取人の記載は、手形要件となっておりますから、記入してください。
	約束手形用法第8条	手形用紙は、当行所定の受取書に記名捺印（お届け印）のうえ請求してください。	削除
	為替手形用法第4条	振出日、支払人、受取人の記載は手形要件となっておりますから、できるだけ記入してください。	振出日、支払人、受取人の記載は手形要件となっておりますから、記入してください。
	為替手形用法第10条	手形用紙は、当行所定の受取書に記名捺印（お届け印）のうえ請求してください。	削除
当座勘定規定（2024年1月4日以降にご開設のお客さま用）	第1条 当座勘定への受け入れ	(1)当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収証その他の証券で直ちに取立てのできるもの（以下「証券類」という。）も受け入れます。	(1)当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収証その他の証券で直に取り立てのできるもの（以下「証券類」という。）も受け入れます。 ただし、他行を支払地とする手形・小切手は受け入れません。
	第8条 手形、小切手用紙	(2)取引店を支払場所とする為替手形を引き受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であることを確認してください。	(2)取引店を支払場所とする為替手形を引き受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であること、 かつ2026年9月30日までに振り出された手形 であることを確認してください。
	第17条 振出日、受取人記載もれの 為替手形	(1)確定日払いの為替手形で振出日の記載のないものまたは為替手形で受取人の記載のないものが呈示されたときは、 その都度連絡することなく支払うことができるものとします。	(1)確定日払いの為替手形で 振出日が2026年10月1日以降のもの、もしくは 振出日の記載のないもの、または為替手形で受取人の記載のないものが呈示されたときは、 当行の判断により支払いを拒絶できるものとします。
普通預金規定	第3条 証券類の受入	(1)この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券でただちに取立てのできるもの（以下「証券類」という。）を受け入れます。	(1)この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直に取り立てのできるもの（以下「証券類」という。）を受け入れます。 ただし、他行を支払地とする手形・小切手は受け入れません。
振込規定	第5条 証券類による振込	(2)当行の国内本支店にある受取人の預金口座への振込の依頼を受ける場合に、当行が振込資金等とするために小切手その他の証券類の受入れを認めたときは、その旨を表示した振込金受取書等を交付するとともに、証券類受入れの旨を表示した振込通知をその決済確認前に発信します。なお、証券類の決済を確認した後に振込通知を発信することもあります。	(2)当行の国内本支店にある受取人の預金口座への振込の依頼を受ける場合に、当行が振込資金等とするために 当行を支払地とする 小切手、その他の証券類の受け入れを認めたときは、その旨を表示した振込金受取書等を交付するとともに、証券類受入れの旨を表示した振込通知をその決済確認前に発信します。なお、証券類の決済を確認した後に振込通知を発信することもあります。